

令和6年8月28日

一般貨物自動車運送事業（トラック事業）の法令知識に係る 試験における正解の表示誤りについて

貨物自動車運送事業法では、一般貨物自動車運送事業（トラック事業）を行う法人の役員は、関連する法令の知識を有することとされており、各運輸局において法令の理解度を測る試験（以下「法令試験」）を実施しています。

今般、中国運輸局が令和6年5月23日に実施した法令試験において、受験者の自己採点に活用いただくためホームページ上で公表している正解の表示に誤りがあったため、当該設問については受験者全員が正解したものと取り扱うこととしました。

なお、今回の受験者のうち、本取り扱いにより合否判定に影響が生じる方はおりませんでした。

受験者の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

中国運輸局として今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

（詳細は別紙のとおり）

【問い合わせ先】

中国運輸局自動車交通部貨物課 田中、内藤

電話：082-228-3438（直通）

一般貨物自動車運送事業（トラック事業）の法令知識に係る試験における
正解の表示誤りについて（詳細）

1. 本件の内容について

令和6年5月23日に実施した法令試験において正解を誤り表示しました。

（当該設問）

問16【道路交通法】（最低速度）

自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

（誤まって表示した正解）

×

（本来の正解）

○

2. 表示誤りに伴う処置

- ① 中国運輸局ホームページに表示した正解を修正のうえ差し替えました。
- ② 当該設問については受験者全員が正解したものと取り扱うこととしました。

3. 当該試験の受験者数、正解修正による影響（加対象、合否判定等）

- ① 受験者数 11名（うち合格者8名、不合格者3名）
- ② ①のうち、正解修正により採点が1点加点されるものの数 9名
（うち合格者7名、不合格者2名）
- ③ 正解修正により合否判定が「不合格」から「合格」に変更されるものの数 0名

※設問数29、解答数30、解答1つにつき1点、30点満点、24点以上で合格。
受験者全員（11名）に対して、当該設問の正解が修正されたことを通知済みです。

（参考条文）

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）

（許可の基準）

第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

（抄）

三その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）

（事業の遂行能力の審査）

第三条の六国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

（抄）

四 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な法令に関する知識

（抄）